

業績目標 1-2-1：オンラインによる税務手続の推進

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

上記目標の概要	<p>納税者の利便性の向上を図りつつ、計算誤り等のない正確な手続を確保するとともに、税務署等における業務の効率化を図る観点から、オンラインによる税務手続を推進します。</p> <p>そのため、申告等をオンラインで受け付ける国税電子申告・納税システム（e-Tax）（用語集参照）や所得税の申告データを作成する「確定申告書等作成コーナー」（用語集参照）などのシステムについて、利用者目線に立った不断の改善に取り組み、オンライン申告割合の向上を目指します。また、e-Taxを利用する際に必要となるマイナンバーカードの取得促進をはじめ、マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組を継続します。</p> <p>このほか、相談のため税務署に行かなくても済むよう、利用者目線に立った情報提供に取り組みます。納付については、地方税当局や金融機関等とも連携しつつ、キャッシュレス化を進めます。申請・届出等についても、ワンスオンリー（1度提出した情報は2度提出することを不要とする）等の観点から、手続自体や記入項目の見直しを進めます。</p> <p>これらの取組により、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指します。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <ul style="list-style-type: none">業1-2-1-1： オンライン申告の推進業1-2-1-2： マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組業1-2-1-3： 利用者目線に立った情報提供業1-2-1-4： キャッシュレス納付の推進業1-2-1-5： 申請・届出等の合理化・デジタル化
----------------	--

業績目標1-2-1についての評価結果

業績目標についての評価 **A 相当程度進展あり**

評定の理由	<p>施策「業1-2-1-2」及び「業1-2-1-4」の評定は「s 目標達成」、「業1-2-1-3」及び「業1-2-1-5」の評定は「a 相当程度進展あり」でしたが、「業1-2-1-1」の評定は「b 進展が大きくない」としました。</p> <p>評定が「b 進展が大きくない」となった施策は、各税目等に係るe-Taxの利用状況や利用満足度のほか、「国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』の利用満足度」を測定指標としています。これらの測定指標の一部が目標を達成できませんでしたが、e-Taxの利用状況をはじめとする全ての指標において、利用率や満足度は前年より上昇しています。</p> <p>また、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指して様々な取組を実施した結果、自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方が令和2年分の約1.4倍となり、税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数を初めて上回ったほか、自宅からスマホを使ってe-Taxで申告した方が令和2年分から約1.5倍に増加しました。</p> <p>さらに、他の重要性の高い施策「業1-2-1-2」から「業1-2-1-5」の評定が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であり、全ての主要な測定指標の達成度が「○」であることを総合的に勘案し、当該業績目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
--------------	---

業績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>e-Taxを利用した申告・納税を推進することは、税務署に出向くことなく手続が行えるなど納税者の利便性が向上するとともに、税務署では申告書の收受・入力事務が削減されるなど税務行政の効率化につながるものであり重要な取組です。</p> <p>令和3年度においては、確定申告会場への来場者削減の観点や、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減の観点からも、例年以上にe-Tax利用の勧奨に取り組みました。その中でも、スマホやマイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告については、特に積極的な周知・広報に取り組みました。</p> <p>これらの取組によりe-Taxの利用が拡大した結果、收受・入力事務や申告書の印刷・送付費用の削減、文書管理コストの低減など、税務行政の効率化が図られました。</p> <p>引き続き、当該業績目標の重要性（納税者の利便性の向上及び税務行政の効率化）を踏まえ、各施策を推進していきます。特に目標未達成となった取組については、積極的な周知・広報や利用勧奨を行うとともに、アンケートにおける改善意見も踏まえて操作方法の簡便化等の機能改善を図ることなどにより、更なる利便性の向上に努めていきます。</p> <p>また、令和4年3月にe-Taxの接続障害が断続的に発生したことを踏まえ、再発防止策の検討、実施に取り組み、オンラインによる税務手続の推進のための安定したe-Tax利用環境の提供にも努めていきます。</p>						
	<p>施策 業1-2-1-1：オンライン申告の推進</p>						
測定指標（定量的な指標）	[主要]業1-2-1-1-A-1：e-Taxの利用状況（所得税の申告手続）						(単位：%)
	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
	目標値	—	—	—	(62)	60	△
	実績値	(54.5) 40.6	(57.9) 44.0	(59.9) 47.5	(64.3) 55.2	59.2	
	<p>(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調</p> <p>(注1) 申告期限の延長に伴い、令和元年度においては令和元年4月1日から令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日までの実績です。</p> <p>(注2) 「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、令和3年度目標値及び各年度の実績値は見直し後の数値です。また、()は、見直し前の算定方法による目標値、実績値です。なお、令和元年度以前の目標値の設定はありません。</p>						
	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国税申告手続のうち、所得税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、過去の実績値等に基づき、60%に設定しました。</p>						
	<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>e-Taxは、納税者の利便性の向上と税務行政の効率化につながるものであることから、これまで、添付書類の提出省略などの利便性向上施策を実施するとともに、税理士会等をはじめとする関係民間団体等に対するe-Taxの利用拡大に向けた協力要請や、納税者及び税理士への個別勧奨を行い、その利用拡大に取り組みました。</p> <p>特に、令和3年度においては、確定申告会場への来場者削減の観点や、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減の観点からも、税理士会などの関係民間団体等への働き掛けや納税者へのダイレクトメール送付などにより、例年以上に自宅等からのe-Tax利用の勧奨に取り組みました。</p> <p>こうした取組を実施した結果、自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方は、令和2年分の約1.4倍となる442万人で、約122万人増加し、税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数を初めて上回りました。</p>						

自宅からスマホを使ってe-Taxで申告した方は153万人で、令和2年分から約1.5倍に増加しました。特に、マイナンバーカードを利用してスマホから申告した方は85万人で、令和2年分から約2倍に増加しました。

また、市区町村と連携してマイナンバーカードの取得促進やマイナンバーカード取得者に対するe-Tax利用の周知・広報に取り組むとともに、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書等について、地方公共団体から国への電子データによる引継ぎを推進しました。

この結果、実績値は59.2%となり、目標値を下回ったものの、前年度より利用率は向上し、実績値と目標値との差が1%以下であったことから、達成度は「△」としました。今後も、これまで以上にe-Taxを利用いただけるよう利便性向上施策を実施するとともに積極的な周知・広報に取り組んでまいります。

[主要]業1-2-1-1-A-2：e-Taxの利用状況（法人税の申告手続）

（単位：％）

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
目標値	—	—	—	(88)	89	×
実績値	(80.0) 77.6	(84.3) 82.1	(87.1) 84.9	(88.4) 86.7	87.9	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注）「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、令和3年度目標値及び各年度の実績値は見直し後の数値です。また、（）は、見直し前の算定方法による目標値、実績値です。なお、令和元年度以前の目標値の設定はありません。

（目標値の設定の根拠）

国税申告手続のうち、法人税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、過去の実績値等に基づき、89%に設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

上記A-1記載のとおり取り組んだほか、大法人の電子申告義務化に併せて導入した利便性向上施策の周知・広報など、積極的なe-Taxの利用の勧奨を行った結果、前年度より利用率は向上しましたが、実績値は87.9%となり、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。

[主要]業1-2-1-1-A-3：e-Taxの利用状況（消費税の申告手続）

（単位：％）

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度	
目標値	個人	—	—	—	(72)	70	×
	法人	—	—	—	(88)	89	
実績値	個人	(66.1) 53.1	(68.5) 55.1	(70.4) 58.0	(77.1) 67.8	68.4	
	法人	(81.6) 78.9	(82.6) 80.1	(86.8) 84.4	(88.0) 85.7	88.7	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注1）個人の実績値は、申告期限の延長に伴い、令和元年度においては令和元年4月1日から令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日までの実績です。

（注2）「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、令和3年度目標値及び各年度の実績値は見直し後の数値です。また、（）は、見直し前の算定方法による目標値、実績値です。なお、令和元年度以前の目標値の設定はありません。

測定指標（定量的な指標）

(目標値の設定の根拠)

国税申告手続のうち、消費税申告におけるe-Tax利用状況を個人と法人を区分し、指標として設定しています。目標値については、過去の実績値等に基づき、個人は70%、法人は89%に設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

上記A-1及びA-2記載のとおり取り組み、前年度より利用率は向上しましたが、実績値は個人68.4%、法人88.7%となり、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。

業1-2-1-1-A-4： e-Taxの利用状況（相続税の申告手続） (単位：%)

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
目標値	—	—	—	(25)	30	×
実績値	—	—	—	(15.4) 14.4	23.4	

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、令和3年度目標値及び各年度の実績値は見直し後の数値です。また、()は、見直し前の算定方法による目標値、実績値です。なお、令和元年度以前の目標値の設定はありません。

(目標値の設定の根拠)

国税申告手続のうち、相続税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、財務省デジタル・ガバメント中長期計画を踏まえ、30%に設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

上記A-1記載のとおり取り組み、前年度より利用率は大幅に向上しましたが、実績値は23.4%にとどまり、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。

相続税の申告手続については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に基づき、令和5年度の目標値を40%に設定しています。令和3年度は、目標の達成に向けて税理士会をはじめとする関係民間団体等と協力し、e-Taxの利用奨励や積極的な周知・広報等を行うとともに、税理士等に利用奨励用はがきを送付してアンケートを実施し、その結果も踏まえて、添付書類イメージデータを光ディスク等により提出ができるようにするなどの利便性の向上を図りました。今後も相続税申告の関与の多い税理士等に対する個別奨励を行うなど、相続税の申告手続におけるe-Taxの更なる利用拡大に向けて取り組んでいきます。

業1-2-1-1-A-5： e-Taxの利用状況（納税証明書の交付請求手続） (単位：%)

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
目標値	—	—	—	13	14	×
実績値	10.8	12.7	12.1	10.9	12.9	

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 令和元年度以前の目標値の設定はありません。

(目標値の設定の根拠)

国税関係申請・届出等手続のうち、納税証明書の交付請求におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、過去の実績値等に基づき、14%に設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

上記A-1記載のとおり取り組み、前年度より利用率は向上しましたが、実績値は12.9%となり、実

測定指標
(定量的な指標)

績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。

令和3年7月からは、e-Tax請求により、これまでの電子納税証明書（XML形式）に加え、偽造防止加工（QRコード等）を施すことで、自宅等で書面出力しても有効な電子納税証明書（PDF形式）の発行を受けることが可能となり、電子納税証明書の請求件数は大幅に増加したものの、目標を下回る結果となりました。令和4年9月からは、スマホからも同様のPDFデータでの電子納税証明書の発行が可能となり、更なる納税者の利便性の向上が図られることから、引き続き電子納税証明書を中心に効果的・効率的な利用勧奨を行い、更なるオンライン請求の利用拡大に向けて取り組んでいきます。

業1-2-1-1-A-6：e-Taxの利用満足度

（単位：％）

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
目標値	増加	75	80	80	80	×
実績値	76.0	81.5	74.2	67.5	75.2	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注）数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、「満足している」から「満足していない」までの5段階評価で上位評価（「満足している」又は「おおむね満足している」）を得た割合です。

なお、令和3事務年度のアンケート調査の概要は、P.163に記載しています。

（目標値の設定の根拠）

e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査によるe-Taxの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和2事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

e-Taxの利用満足度については、「満足している」から「満足していない」までの5段階評価のアンケートを実施し、測定しました。その結果、令和4年2月から令和4年5月にかけて316,321名（前年比107%）の方からの回答があり、前年度より満足度は向上しましたが、上位評価割合は75.2%となり、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。

アンケート結果を踏まえ、画面レイアウト等を分かりやすく変更することや、マイナポータル連携の事前設定を含めた操作方法の簡便化などのシステム改修等を検討し、引き続き利便性の向上に向けて取り組んでいきます。

[主要]業1-2-1-1-A-7：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度（単位：％）

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
目標値	増加	90	90	90	90	○
実績値	93.6	93.5	92.6	88.3	90.7	

（出所）課税部個人課税課調

（注）「確定申告書等作成コーナー」において、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。数値は、当該アンケートの総回答件数のうち、サービス提供全体の評価及び見やすさなどの使い勝手に関する評価のいずれにおいても上位の評価となっている回答件数が占める割合です。

なお、アンケート調査の概要は、P.163に記載しています。

（目標値の設定の根拠）

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査による同コーナーの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和2事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

測定指標（定量的な指標）

測定指標（定量的な指標）	<p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>「確定申告書等作成コーナー」は、例年、利用者からの意見等を踏まえつつ、納税者の利便性向上に資する機能改善を行い、利用拡大に取り組んでいます。</p> <p>令和3年度においては、「スマホのカメラ機能を利用した給与所得の源泉徴収票の自動入力機能」や「2次元バーコード認証により、ICカードリーダーライターを使わずにスマホでマイナンバーカードを読み取りe-Tax送信が可能となる機能」、「特定口座年間取引報告書（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）などのスマホ専用画面の対象拡大」などの利便性向上に資する機能改善を行いました。</p> <p>また、マイナポータル（用語集参照）を活用して申告に必要な控除証明書等のデータを一括取得し、申告書の該当項目に自動入力するマイナポータル連携機能（用語集参照）についても、新たにふるさと納税、医療費通知情報及び地震保険料を対象に追加するなど更なる利便性の向上に取り組みました。</p> <p>こうした取組の結果、「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出件数は、前年の779万件から860万件（前年比110%）と増加しました。</p> <p>また、利用満足度は、90.7%となり、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。</p>	
	施策についての評定	b 進展が大きくない
評定の理由	<p>測定指標の達成度が、「業1-2-1-1-A-7」は「○」、「業1-2-1-1-A-1」は「△」でしたが、「業1-2-1-1-A-2」から「業1-2-1-1-A-6」までが「×」であったことから、「b 進展が大きくない」としました。</p>	

業1-2-1-1に係る参考情報

参考指標 1：オンライン利用件数（申告手続）

（単位：千件）

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	
所得税申告	10,430	11,473	12,436	14,220	15,291	
法人税申告	2,128	2,268	2,369	2,425	2,568	
消費税申告	個人	745	771	805	898	923
	法人	1,625	1,655	1,725	1,749	1,837
相続税申告	—	—	—	23	44	
贈与税申告	267	271	285	299	348	
酒税申告	35	36	37	38	40	
印紙税申告	84	87	86	89	94	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注）所得税申告、消費税（個人）申告及び贈与税申告については、申告期限の延長に伴い、令和元年度においては令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日までの利用件数です。

参考指標 2：オンライン利用件数（納税証明書の交付請求手続）

（単位：千件）

会計年度	令和2年度	3年度
オンライン請求件数	248	216

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

参考指標 3：確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数

【所得税（及び復興特別所得税）】

(単位：千件)

年 分		平成29年分	30年分	令和元年分	2年分	3年分
署相談 会場	e-Tax	4,191	3,919	3,552	3,232	2,703
	書面	407	360	262	214	407
地方公共 団体会場	e-Tax	455	866	1,141	1,263	1,397
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	615	1,240	1,950	3,139	4,250
	HP作成コーナー・書面	4,650	4,741	4,657	4,655	4,354
	各種ソフト・e-Tax	4,023	4,185	4,352	4,760	4,980
計		14,342	15,311	15,915	17,264	18,091

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

(注2) 地方公共団体会場からの「e-Tax」の件数は、データ引継によるものです。

(参考) 所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書のe-Taxによる送信方式別提出人員

(単位：千人)

年 分	平成29年分	30年分	令和元年分	2年分	3年分
確定申告人員	21,977	22,218	22,041	22,493	22,855
e-Tax利用人員	9,285	10,210	10,995	12,394	13,329
自宅等からのe-Tax	4,639	5,425	6,302	7,899	9,230
納税者本人による送信	515	1,149	1,858	3,207	4,424
マイナンバーカード方式 (用語集参照)での送信	—	473	597	1,340	2,392
ID・パスワード方式 での送信	—	588	1,170	1,722	1,828
その他の従来方式 での送信	515	88	91	144	205
税理士による代理送信	4,124	4,277	4,444	4,692	4,805
確定申告会場からのe-Tax	4,191	3,919	3,552	3,232	2,703
外 確定申告会場で作成・書面で提出	外 407	外 360	外 262	外 214	外 407
地方公共団体会場からのe-Tax	455	866	1,141	1,263	1,397

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

(注2) 地方公共団体会場からの「e-Tax」の件数は、データ引継によるものです。

(参考) スマホ等を利用した提出人員

(単位：千人)

年 分	平成30年分	令和元年分	2年分	3年分
スマホ等を利用した提出人員	366	1,075	1,693	2,557
自宅からe-Taxで提出	126	473	1,018	1,528
マイナンバーカード方式での送信	—	59	432	851
ID・パスワード方式での送信	126	414	586	677

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

【個人事業者の消費税及び地方消費税】

(単位：千件)

年 分	平成29年分	30年分	令和元年分	2年分	3年分	
署相談 会場	e-Tax	53	52	47	46	37
	書面	6	5	5	4	10
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	41	45	49	72	78
	HP作成コーナー・書面	109	108	106	92	87
	各種ソフト・e-Tax	576	595	618	674	698
計	784	805	825	888	911	

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

【贈与税】

(単位：千件)

年 分	平成29年分	30年分	令和元年分	2年分	3年分	
署相談 会場	e-Tax	56	55	55	51	53
	書面	7	6	6	5	8
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	13	17	21	29	50
	HP作成コーナー・書面	125	122	123	122	127
	各種ソフト・e-Tax	176	176	182	189	205
計	377	376	387	397	442	

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数を示しています。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

施策	業1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-2-1-2-B-1：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	
	目標	<p>マイナンバー制度の普及・定着に向け、マイナンバーカードの取得促進やマイナポータルを活用した納税者の利便性の向上施策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。</p> <p>（目標の設定の根拠） マイナンバー制度自体の周知・広報に加え、実際にマイナンバーカードやマイナポータルを利用すれば、制度のメリットを理解することにもつながると考えられることから、目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページの特設ページ等において、マイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、政府全体で取り組んでいるマイナンバーカードの取得促進について、デジタル庁をはじめ、総務省及び関係民間団体等とも連携して積極的に取り組みました。</p> <p>また、納税者の利便性の向上施策として、マイナンバーカードを活用してパソコン・スマホから所得税申告書等の閲覧申請を可能とする「申告書等情報取得サービス」を導入しました。</p> <p>さらに、マイナポータル連携機能（用語集参照）を活用した年末調整・確定申告手続の簡便化や、国税庁法人番号公表サイトの利便性の向上を図るためのシステム整備を行うなど、番号の更なる利活用に向けた取組を進めました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 国税庁ホームページの特設ページを随時更新し、マイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、総務省及び関係民間団体等と協力し、マイナンバーカード申請コーナーを設置するなど、様々な機会を通じてマイナンバーカードの取得促進に積極的に取り組みました。</p> <p>また、納税者の利便性の向上のため「申告書等情報取得サービス」を導入したほか、マイナポータル連携機能について、地震保険料控除証明書、寄附金受領証明書等（ふるさと納税）及び医療費通知情報を対象に追加しました。引き続き、対象となる控除証明書等の拡大に取り組んでいきます。</p> <p>さらに、法人名及び所在地の英語表記を登録している法人について、法人番号公表サイト英語版Webページのみに掲載していましたが、法人番号公表サイト（日本語版）にも英語表記を掲載するよう対応し、法人番号公表サイトの利便性の向上に努めました。</p> <p>このように、マイナンバー制度の定着に向け、効果的な周知・広報や番号の利活用に向けた取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>（参考） 令和4年8月31日現在におけるマイナンバーカード交付状況（総務省公表）交付枚数：5,966万枚（人口に対する交付枚数率：47.4%）</p>

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実1-2-1-2に係る参考情報

参考指標 1：確定申告会場の申請コーナーの設置状況（地方公共団体、申請件数）

（単位：団体、件）

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
地方公共団体数	23	45	114	86	208
申請件数	8,119	8,986	13,176	8,560	24,909

（出所）長官官房企画課調

参考指標 2：マイナポータル連携機能を活用した控除証明書等のデータ取得のためのリクエスト件数

（単位：千件）

事務年度	令和2年度	3年度
リクエスト件数	2,510	3,255

（出所）長官官房企画課調

参考指標 3：国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）特設ページ」へのアクセス件数

（単位：千件）

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
アクセス件数	2,657	1,442	1,628	2,710	3,653

（出所）長官官房企画課調

参考指標 4：「国税庁法人番号公表サイト」へのアクセス件数

（単位：千件）

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
アクセス件数	10,538	18,490	48,600	37,030	43,262

（出所）長官官房法人番号管理室調

参考指標 5：Web-API機能を活用した法人の基本3情報のデータ取得のためのリクエスト件数

（単位：千件）

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
リクエスト件数	68,999	87,602	68,659	163,428	292,458

（出所）長官官房法人番号管理室調

施策	業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-2-1-3-B-1：利用者目線に立った情報提供に向けた取組		
	目標	<p>「タックスアンサー」については、利用者が自らの状況等を選択することにより、関連する項目が自動的に表示されるようにするなど、ページ構成の改善を図ります。「チャットボット」については、引き続き円滑な運用に努めるとともに、利用状況等を踏まえて相談内容の充実を図ります。</p>	達成度
		<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税務手続に関する不明な点について、税務署を往訪することなく、自ら解決できるよう分かりやすく情報提供を行うことが重要であることから、「タックスアンサー」の改善や「チャットボット」の充実に関する目標を設定しました。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供を行う「タックスアンサー」について、利用者が自分に合った状況や知りたい情報を選択することにより回答を絞り込む検索方法を新たに追加したほか、利用者の意見を反映させるため、各回答ページに新たに評価ボタンを設置しアンケートへ誘導するなどの改修を令和4年1月に行いました。</p> <p>また、土日や夜間でも利用できる税務相談のツールであり、質問に対する回答をオンラインで行う「チャットボット」（用語集参照）について、所得税の確定申告や年末調整に関する相談内容を拡充したほか、令和4年5月からインボイス制度に関する相談内容を追加しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、利用者目線に立った情報提供に向けて、「タックスアンサー」の改善や「チャットボット」の充実を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>		○
施策についての評定	a 相当程度進展あり		
評定の理由	<p>測定指標の達成度は「○」であったものの、今後もタックスアンサー及びチャットボットの利用状況等を踏まえて相談内容の充実を図る必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

業1-2-1-3に係る参考情報

参考指標 1：国税庁ホームページ「タックスアンサー」へのアクセス件数（単位：千件）

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
アクセス件数	86,662	58,222	73,679	78,746	89,082

(出所) 長官官房税務相談官調

参考指標 2 : チャットボットへの質問入力件数 (単位 : 千件)

会計年度	令和元年度	2年度	3年度
質問入力件数	314	4,053	6,354

(出所) 長官官房税務相談官調

施策	業1-2-1-4 : キャッシュレス納付の推進						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]業1-2-1-4-A-1 : キャッシュレス納付の利用状況						(単位 : %)
	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
	目標値	—	—	—	26	32	○
	実績値	21.5	23.2	25.6	29.3	32.2	
<p>(出所) 徴収部管理運営課調</p> <p>(注1) 数値は、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合です。</p> <p>(注2) 「キャッシュレス納付」(用語集参照)とは、納付書を使用しない非対面の納付方法である①振替納税(用語集参照)、②ダイレクト納付(用語集参照)、③インターネットバンキング等による電子納税及び④クレジットカード納付をいいます。</p> <p>(注3) 令和元年度以前の目標値の設定はありません。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>キャッシュレス納付の推進に向けた取組を測定するため、国税全体の納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合を指標として設定しています。目標値については、過去の実績値及び中長期目標^(注)として令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割程度を目指していることを考慮し設定しました。</p> <p>(注) オンライン利用率引上げの基本計画(令和2年12月策定、令和3年10月再策定)</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>日本銀行・金融機関や地方公共団体等の関係機関とも連携し、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や周知・広報を強化・推進するとともに、個人の方のダイレクト納付利用届出書及び振替依頼書のe-Taxでの提出のほか、ダイレクト納付による分割納付を可能とするといった、既存の納付手段の機能改善を図るなど、国税納付の更なるキャッシュレス化を推進することにより、納税者利便の向上と事務の効率化を図りました。</p> <p>こうした取組の結果、キャッシュレス納付の利用状況は32.2%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後、更なる納税者利便の向上を図るため、近年利用が拡大しているスマホを使用した決済サービスの導入を予定しており、国税納付のキャッシュレス化の推進を図っていくこととしています。</p>							
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

業1-2-1-4に係る参考情報

参考指標 1：キャッシュレスによる納付状況 (単位：万件)

会計年度		令和元年度	2年度	3年度
電子納税	インターネットバンキング等	347	464	602
	ダイレクト納付	154	192	263
振替納税		616	605	606
クレジットカード納付		31	43	72
合計		1,148	1,304	1,543

(出所) 徴収部管理運営課調

施策	業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-2-1-5-B-1：申請・届出等の合理化・簡素化の状況		
	目標	<p>各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化を図ります。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>各種手続のオンライン化自体が手段であることを十分に認識した上、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化という目的を果たすことのできるよう、手続自体の合理化・簡素化を目標として設定しました。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>デジタルの効果を最大限に活用するためには、既存の様式を前提にオンライン化を図るのではなく、手続や業務の在り方自体の見直しを進めていくことが重要です。各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などの検討を行い、制度当局との協議を行った結果、令和4年度税制改正において、以下の項目について制度改正が実現しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 修正申告書及び更正請求書の記載事項の削減（各税目に係る修正申告書等合計44様式について合理化・簡素化） 納税地の異動・変更に係る届出書合計2様式の提出不要化 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の記載事項削減 <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記手続の見直しは、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化につながることから、目的の達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	a 相当程度進展あり		

評定の理由	合計47件の様式について合理化・簡素化を図る制度改正が実現したことから、「a 相当程度進展あり」としました。
--------------	--

業1-2-1-5に係る参考情報

参考指標 1：合理化・簡素化を行った申請・届出等の件数

(単位：件)

事務年度	令和3年度
申請・届出の件数	47

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p>(業1-2-1-1：オンライン申告の推進) e-Taxについては、新たな計画に基づき更なる利便性の向上を図るとともに、税理士会などの関係民間団体等と連携した普及拡大策を推進し、周知・広報など、一層の普及及び定着に向けて取り組みます。 スマホ専用画面による確定申告書等作成コーナーの利用や、スマホからのマイナンバーカード方式によるe-Tax送信もできることなどの周知・広報に取り組みます。 また、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書の国への電子データによる引継ぎについては、地方公共団体の事務の削減につながり、デジタル・ガバメントの実現にも資することから、地方公共団体に対して積極的な働き掛けを行い、当該施策の推進に取り組みます。 「確定申告書等作成コーナー」については、利用者からの改善意見も踏まえて操作方法の簡便化等の機能改善など利便性の向上のための開発に取り組むことにより、更なる利用拡大を図ります。</p> <p>(業1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組) マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、マイナンバーカードの取得促進やマイナポータルを活用した納税者の利便性の向上策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。</p> <p>(業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供) 「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するため、電話相談センターで対応した相談や国税庁ホームページに寄せられた意見などを踏まえ、「タックスアンサー」や「チャットボット」の内容の充実を図ることにより、引き続き、利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行います。</p> <p>(業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進) キャッシュレス納付の推進に向けて、日本銀行・金融機関や地方公共団体等の関係機関とも連携し、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や周知・広報を強化・推進するとともに、既存の納付手段の機能改善を図るなど、国税納付の更なるキャッシュレス化を推進します。</p> <p>(業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化) 各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化を図ります。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバーの利用可能範囲を今後どのように広げていけるか、またデジタル化を進める中で従来のアナログの行政手続を極力残さず、二重行政にならないようにすることが重要である。 ○ マイナンバー普及が進んでいない中で、マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組が、昨年も今年も「S評価」をつけていることは気になるところである。 ○ マイナンバーが普及しないとDXやいろいろなことが進まないのは明らか。所掌は総務省と承知しているが、政府全体として何をすべきかをしっかり考えて取り組み、その中で国税庁としても最大限の努力をしていってほしい。 ○ 国税庁がデジタルを進めると同時に、マイナンバーの普及・活用も必要だと思う。
-------------------------	--

業績目標に係る 予算額等	区 分		令和元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		46,428,539	52,225,056	(注3) (63,904,919)	(注3) (63,329,009)
		補正予算		△156,738	2,779,375	(注3) (182,668)	(注3) —
		繰越等		0	△2,666,896	(注3) N.A.	/
		合計		46,271,801	52,337,535	(注3) N.A.	
執行額(千円)			44,733,614	51,457,361	(注3) N.A.		

(注1) 令和3年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和4年11月頃に確定するため、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和元年度予算については、予備費として134,735千円が計上されています。

(注3) 国税総合管理(KSK)システム等のシステム関係の予算額は、令和3年度予算から、内閣官房及びデジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」として一括計上されています。

(概要)

国税総合管理(KSK)システム(用語集参照)及び法人番号システム等の整備費並びに国税電子申告・納税システムの整備に必要な経費

実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定) ○ 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)
--	---

実績評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	令和3年度におけるe-Taxの利用状況等について(令和4年8月国税庁)、国税庁レポート2022(令和4年6月国税庁)
--	--

前事務年度実績評価結果の施策への 反映状況	<p>(業1-2-1-1: オンライン申告の推進)</p> <p>e-Taxについては、より多くの利用者の方に満足していただけるよう、e-Taxの利用環境整備の一環として2次元バーコードを利用したログイン認証の対象を拡大し、利便性の向上を図りました。</p> <p>「確定申告書等作成コーナー」については、利用者からの改善意見を踏まえた利便性の向上のための開発に取り組むことにより、更なる利用拡大を図りました。</p> <p>(業1-2-1-2: マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組)</p> <p>マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページや関係民間団体と連携した効果的な周知・広報、政府方針であるマイナンバーカード普及促進及びマイナポータルを活用した番号の更なる利活用に積極的に取り組みました。</p>
----------------------------------	---

<p>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</p>	<p>(業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進)</p> <p>キャッシュレス納付の推進に向けて、日本銀行・金融機関や地方公共団体等の関係機関とも連携し、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や周知・広報を強化・推進するとともに、既存の納付手段の機能改善を図るなど、国税納付の更なるキャッシュレス化を推進しました。</p> <p>なお、業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供及び業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化は、令和3事務年度実績評価実施計画において新たに策定された施策です。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>長官官房（会計課、企画課、デジタル化・業務改革室）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）</p>	<p>実績評価実施時期</p>	<p>令和4年10月</p>